

第24回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年6月21日(火) 午後1時30分～午後2時25分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	<del>7</del>	<del>清家壽秋</del>	8	赤松拓也
9	清家茂	10	山本一人	<del>11</del>	<del>水野規雄</del>	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(2名)

7	清家壽秋	11	水野規雄
---	------	----	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第111号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第112号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第113号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議題第114号 鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について
- 日程第6 議案第115号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第7 議題第116号 令和4年秋季農業機械料金の設定について
- 日程第8 報告第8号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第24回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>はい、今日は第24回農業委員会総会ということですが、梅雨に入りまして、入ったとはいえなかなか雨が少なく、野菜などでは若干、水不足の圃場も出ていますが、今日くらいからぼつぼつ本格的な雨が降り出すのではと期待しているところです。ただ、今年と違いますか、近年の気象状況は降り始めると水害が起きるほど降りますし、降らなくなったらもう干ばつ気味ということですか。</p> <p>農業というのはそういったいろいろな変化に合わせて作業をしていく必要があるということですが、くれぐれも事故の無いようにそれぞれの農作業を続けていただけたらと思います。それでは事前にそれぞれ資料が配られておりますので、その内容に従いまして議事を進行していただけたらと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入る前に資料の訂正と追加をお願いします。</p>
	<p><b>【資料と訂正と追加の説明】</b></p>
事務局	<p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>12名</u>であります。</p> <p><u>水野農業委員、松原推進委員、末廣推進委員</u>より欠席の連絡を受けております。</p> <p><u>清家農業委員、中井推進委員、酒井推進委員</u>からは欠席の連絡は受けておりませんが、遅れて参加するやもしれません。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第24回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>8番 赤松 拓也 委員、9番 清家 茂 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p>

議長	日程第2 議案第111号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	失礼します。議席番号13番 谷口です。 議案第111号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。最初に、小野勝之さんと貞利さんは兄弟であり、勝之さんが兄で貞利さんが弟です。
	【議案書に基づき、議案第111号 順位1番 説明】
谷口委員	6月16日に申請人の父、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第111号 順位1番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第111号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第111号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	失礼します。議席番号6番 高田です。 議案111号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。この土地につきましては、渡邊大樹さんが宅地を購入したいと。それに隣接します両側に農地がありまして、それも一緒に購入して家庭菜園的な農業を営みたいというものであります。
	【議案書に基づき、議案第111号 順位2番 説明】
高田委員	6月16日に譲受人、赤松農業委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第111号 順位2番 説明】
高田委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願います。

議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第111号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第111号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位3番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	失礼します。議席番号13番 谷口です。 議案第111号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。なお、これは前回出ておりました案件の続きとなります。後ほど出てくる案件とも関連がありますのでよろしくお願い致します。なお、この案件は土地の空中部分の利用の設定となると考えていただいて、上の部分を使ってもかんまんかという申請です。
	<b>【議案書に基づき、議案第111号 順位3番 説明】</b>
谷 口 委 員	6月16日に申請人代理人、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第111号 順位3番 説明】</b>
谷 口 委 員	以上、許可基準のすべてを満たしていると考えます。なお、先ほど説明しましたように、後ほどの案件の中にどのような形のものかという資料がありますので参考にさせていただいたと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第111号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第111号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第112号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。委員の関係する案件ですので、農業委員会等

	に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。 該当委員退席後に審議します。
議長	赤松拓也委員は、退席願います。
	(赤松委員 退席)
議長	順位1番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	議席番号6番 高田です。 議案第112号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。なお、農業用施設に関しては200㎡未満は転用の必要がないのですが、今回201㎡と1㎡超えており、実際利用面積については、200㎡切ってると思うんですけど、農地全体を利用したいということで201㎡ということで1㎡オーバーしておりますので今回申請したというものです。
	<b>【議案書に基づき、議案第112号 順位1番 説明】</b>
高田委員	6月16日に申請人、谷口農業委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第112号 順位1番 説明】</b>
高田委員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第112号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第112号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	事務局は、赤松拓也委員を呼んできてください。
	(赤松委員 着席)
議長	日程第4 議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。

	議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第113号 順位1番 説明】
谷口委員	6月16日に譲受人の父、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第113号 順位1番 説明】
谷口委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	順位2番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	議席番号6番 高田です。 議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。先ほど3条の時に説明しましたように、真ん中の部分について、5条で転用したいというものであります。なお面積につきましては545㎡。転用の適正面積につきまして、一般住宅につきましてはおおむね500㎡となっておりますが、500㎡を超えております。ただ、図面にありますように法面がいくらかあって使用できる部分は500㎡を切っておるという状況でありますし、一般住宅はおおむね500㎡となっております、おおむねという言葉を使えば20%以内なら認めるということでありますので、600㎡未満となりますので法面にもこだわらなくてもいいと私は感じております。
	【議案書に基づき、議案第113号 順位2番 説明】
高田委員	6月16日に譲受人、譲受人の父、赤松農業委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第113号 順位2番 説明】
高田委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	順位3番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号13番 谷口です。 議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。これも先ほどの案件に引き続いてのもので、太陽光をするための申請となります。
	<b>【議案書に基づき、議案第113号 順位1番 説明】</b>
谷 口 委 員	6月16日に申請人代理人、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第113号 順位1番 説明】</b>
谷 口 委 員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、鬼北町で初めての取り組みとなりますので現地確認の時に、ぜひ成功させていただいてほしいと話をし、田邊推進委員ともしっかりと経過を観察させていただきたいと思っておりますので、ご審議のほどしていただけたらと思います。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位3番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。

議 長	日程第5 議案第114号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」を議題とします。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (谷口委員)	議長を交代いたしました。 事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第114号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」説明します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする。」と定められています。 そのため町長より鬼北農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたものであります。
議 長 (谷口委員)	順位1位について川平定計委員より説明願います。
川 平 委 員	議席番号14番 川平です。 議案第114号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番の説明をします。
	【調査書に基づき、議案第114号 順位1番 説明】
川 平 委 員	6月13日に、山本推進委員、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします
	【調査書に基づき、議案第114号 順位1番 説明】
川 平 委 員	以上により、申請地は農用地区域から除外しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長 (谷口委員)	ただ今、川平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第114号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第114号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することと決定させていただきます。
議 長	議長を川平委員と交代します。

(谷口委員)	
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	日程第6 議案第115号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。順位1番から事務局より説明願います。
事務局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第115号 順位1番から28番 説明】</b>
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位1番から28番の説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。議案第115号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から28番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって、議案第115号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から28番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議長	日程第7 議案第116号「令和4年秋季農業機械利用料金の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	失礼します。議案第116号「令和4年秋季農業機械利用料金の設定について」を説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第116号 説明】</b>
事務局	以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第116号「令和4年秋季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第116号「令和4年秋季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することといたします。
議長	日程第8 報告第8号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」、順位1番の報告を行います。 事務局より説明願います。
事務局	報告第8号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、報告第8号 順位1番 説明】
事務局	以上で報告を終わります。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第24回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	8番
	9番